

## 1 道路通行止めの開通めどについて

県では、道路や被災施設の応急復旧、氾濫地域における防疫措置等に全力で取り組んでおられるが、被災者が安心して暮らせる生活を一日も早く取り戻せるよう期待する。

そこで、いまだ大雨による全面通行止め箇所がかなりあるようだが、その開通のめどについて伺う。

全面通行止めの開通のめどについてのお尋ねです。

この度の豪雨に伴う崩土、道路陥没、冠水等により、高速道路、国道、県道で105箇所が全面通行止めとなりました。

現時点では、このうち高速道路、直轄国道など91箇所では通行止めは解除されていますが、県管理道路では、周南市小畑の国道489号など、14箇所の通行止めを行っているところです。

県としましては、幹線道路、バス路線、唯一の生活道路どから、崩土除去や仮設防護柵設置などの応急対策を行い、早期の通行確保に取り組んできたところであります。

残る通行止め箇所についても、今週末までに美祢市草井川の県道東厚保大嶺線など2箇所、8月中旬までに美祢市西厚保町の県道下関美祢線など5箇所を解除できる見込みであり、残る国道489号など7箇所も仮設防護柵や仮設道路の設置などにより、可能な限り速やかに通行止めを解除できるよう努めてまいります。

(再質問)

通行規制状況やいつ頃開通するかなど、情報通知をホームページ等でリアルタイムに県民に知らせることも重要ではないかと思うが、その取組についてお聞きしたい。

通行規制の情報提供についての再質問でございます。

県では、通行規制をする場合には道路交通情報センターへ通行規制情報を提供してラジオ等で広報を行っているほか、県ホームページへの道路規制情報の掲載、山口県道路見えるナビによる規制地図の提供等により情報提供を行っております。

通行止め解除時期の見込みがついた場合には、速やかに県ホームページなどに掲載するとともに、地元市町等へ周知したいと考えております。

## 2 情報伝達体制について

今回は人命に係る被害がゼロであった。避難勧告などの発令が功を奏したのでは、と思うが、今後被害を最小にするためには、さらにより細密な情報伝達体制を確立する必要があると思われる。その取組について伺う。

情報伝達体制についてのお尋ねにお答えいたします。

市町が発令する避難勧告等につきましては、各市町において策定する避難勧告等判断マニュアルにおいて、その発令基準や伝達方法を詳しく定めることとしておりますが、昨年の豪雨災害の教訓を踏まえ、県から市町に対して、マニュアルの早急な策定や再点検を強く要請してきた結果、水位や雨量等を活用した客観的な判断基準や、多様な情報伝達手段を用いて、対象地域に迅速かつ確実に伝達すること等を盛り込んだマニュアルが全ての市町で策定されたところであります。

このたびの大雨災害では、今後、詳細な検証も必要であります。各市町においては、こうしたマニュアルに沿い、それぞれの地域の実情を踏まえた発令時期や対象区域等を判断し、避難準備情報や避難勧告、さらには避難指示が発令され、全般的には概ね適切に対応されたものと考えております。

一方、今回の災害に際しては、情報伝達の面において課題も生じたところであり、具体的には、県において、県民に防災情報を提供する土木防災情報システムが、アクセス数の集中により、数時間にわたりシステムが停止するなどの事態が発生したところであります。

また、市町においても、広報車等による情報伝達は、今回のような集中豪雨の中では十分には伝達されず、また、困難になるなどの指摘を多く受けたところであります。

こうしたことから、県としましては、今後、各市町から今回の災害に係る情報伝達等の実態等も求めながら十分検証を行い、住民の被害を最小にするため、このたびの河川氾濫や昨年の土砂災害、あるいは、地震など災害類型別に防災情報を、より迅速かつ的確に伝えられるよう、必要に応じて土木防災情報システムの改善やマニュアル策定指針の見直しを行うなど、情報伝達体制の整備を図ってまいります。

### 3 県民の安心・安全のための社会資本の整備について

宇部市においては、下関市や山陽小野田市のような床下、床上浸水の被害は多く見られなかった。

今回、真締川ダムが被害を最小に食い止めたと思われる。このような治水事業が重要な役割を果たした。

「コンクリートから人へ」として昨年政権が交代したが、私は「人にやさしいコンクリート」が必要であると思う。

毎年、公共事業が削減されているが、必要なものは必要である。そこで同うが、県民の安心、安全のための社会資本の整備については今後どのように取り組まれるのか。

私からは、社会資本の整備についてのお尋ねにお答えいたします。

昨年の政権交代後、国におきましては、公共事業の見直し方針が打ち出され、平成22年度予算におきまして、前年度から総額1兆3千億円、率にして18.3%もの公共事業予算を削減されたところであります。

これによりまして、本県の補助公共予算も、前年度から146億円の減、率にして17.7%の大幅減となっておりますが、昨年の災害等も踏まえ、厳しい財政状況の中にあっても、河川改修事業や砂防事業等は、ほぼ前年同額を確保いたしますとともに、落石対策などを行う道路災害防除事業、橋梁補修事業や危険ため池整備事業などの防災関連事業につきましては、前年度当初予算の1.2倍の事業量を確保し、さらには、土砂災害ハザードマップやため池ハザードマップの整備に係る予算を措置するなど、ハード・ソフトの両面から、県民の安心・安全に資する事業に、可能な限り優先的に予算配分を行っているところであります。

私は、社会資本を整備するための公共事業には、治水事業や治山事業など、いわゆる防災事業などの県民のくらしの安心・安全基盤の強化に資するのはもちろんのこと、雇用の確保等にも一定の役割がありますことから、急激な公共事業予算の削減は、これらに大きな影響を及ぼすと危惧をいたしております。

したがって、全国知事会におきましても、社会資本は教育・医療と同様に、地域主権の実現に向けた基礎的条件の一つであると認識をいたし、国土交通大臣に対しまして、地方における社会資本整備の充実、強化の提言をいたしているところであります。

このような中で、国におきましては、昨日、来年度予算に向けた概算要求基準において、他の政策的経費と同様に、公共事業予算も一律1割カットの対象とされたところであります。

私としては、このような状況下にあって、これ以上の防災事業を含む公共事業予算の削減がなされないことがないように、今後ともその増額を強く国に要請してまいりたいと考えているところであります。